3 0 介 第 2 6 6 0 号 平成 3 0 年 9 月 2 8 日

各高齢者福祉施設等管理者 殿 各介護サービス事業所管理者 殿

> 福岡県保健医療介護部介護保険課長 (監査指導第一係) (監査指導第二係)

平成30年度結核予防週間について

本県では、平成29年に732人の新規結核患者が発生する等、今後も引き続き 結核に対する注意が必要な状況です。

つきましては、「結核の常識2018」を参考とされ、結核の症状(風邪のような症状が2週間以上続く等)がある方への受診を勧奨されるとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に基づく結核の定期健康診断等により、施設等の利用者及び職員の健康管理を実施されるようお願いします。

[参考]

1 結核の常識2018 (パンフレット)及び結核予防週間ポスターデータの掲載 URL>http://www.jatahq.org/siryoukan/torikumi/index.html
公益財団法人結核予防会ホームページ

2 結核の定期健康診断

感染症法第53条の2及び第53条の7の規定により、事業者等には結核定期 健康診断の実施及び報告が義務付けられています。

結核の定	対	象	者		
事	業	者	従事者(毎年度	ぼ実施)
社会福祉法第2条第2項第1号及び第3 号から第6号までに規定する施設の長			従事者及び65歳以上の入所者 (毎年度実施)		

* 健康診断実施者は、結核の定期健康診断実施後は管轄する保健所(保健 福祉(環境)事務所)に報告してください。